

**令和4年北海道議会決算特別委員会（経済部審査） 開催状況**  
**（経済部総務課）**

開催年月日 令和4年11月10日  
 質問者 日本共産党 菊地 葉子 委員  
 答弁者 経済部長、総務課長

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p><b>三 道職員の天下り等について</b></p> <p><b>（一）経済部所管幹部職員の再就職状況について</b>  <b>（菊地委員）</b>                      過去5年間の退職者等の再就職状況について、退職時に経済部在籍だった職員を職位毎にそれぞれ人数をお示しください。</p> <p><b>（二）適用団体と準適用団体について</b>  <b>（菊地委員）</b>                      2008年度までの「北海道職員の再就職に関する取扱要綱」では、要綱適用団体とは別に、いわゆる「準適用団体」という区分が存在していましたが、2008年時点での適用団体数と準ずる団体数を伺うとともに、昨年度の適用団体数はいくつか、伺います。</p> <p><b>（三）関与団体への出資・出捐金、補助金等の実績について</b>  <b>（菊地委員）</b>                      要綱の改正によって、資本金等に占める道の出捐金又は出資金の割合、道の交付する補助金等の額などの基準を超えなければ適用団体とはならず、再就職要綱の対象外とされてきたところです。                      しかし、非適用団体の中には、出資、出捐の状況や補助金等の実績から適用団体とはならずとも道の補助金が入る団体が少なくありません。                      経済部所管の関与団体において、非適用団体であって道からの出資、出捐を行っている団体、補助金等の実績のある団体をそれぞれ明らかにしてください。                      また、過去5年間における経済部所管関与団体への道の出資・出捐金、補助金等の実績をそれぞれ明らかにしてください。</p> <p><b>（四）天下りの実績について</b>  <b>（菊地委員）</b>                      道からの天下りは適用団体、非適用団体それぞれどれだけ行われているのか。過去5年間における団体名と天下りした道における最終役職名を明らかにしてください。</p>	<p><b>（総務課長）</b>                      再就職の状況についてでございますが、道では、退職時に課長級以上だった者を公表対象としており、経済部に在籍し再就職した者は、平成29年度末退職者では、部長級が2名、次長級が4名、平成30年度末退職者では、部長級が1名、次長級が1名、課長級が4名、令和元年度末退職者では、部長級が1名、次長級が1名、課長級が2名、令和2年度末退職者では、部長級が2名、課長級が4名、令和3年度末退職者では、部長級が1名、課長級が2名おり、合わせて25名となっているところでございます。</p> <p><b>（総務課長）</b>                      適用団体等についてでございますが、2008年度、平成20年度時点の経済部が所管する適用団体は、11団体、準ずる団体は8団体となっており、また、令和3年度の適用団体は、4団体となっているところでございます。</p> <p><b>（総務課長）</b>                      関与団体への出資等の実績についてでございますが、経済部が所管する20の関与団体のうち、令和2年度に出資・出捐や補助金等を支出している退職管理要綱の非適用団体は、16団体となっております。                      また、道が公表している令和2年度末における関与団体への出資・出捐につきましては、17団体、36億7千5百万円、868万5千円となっているほか、補助金等の年度毎の実績につきましては、平成28年度が、19億1,729万5千円、平成29年度が、21億8,802万4千円、平成30年度が、22億7,694万7千円、令和元年度が、21億1,305万4千円、令和2年度が、133億8,322万8千円となっております。</p> <p><b>（総務課長）</b>                      令和2年度末退職者までの過去5年分における再就職の実績についてでございますが、関与団体のうち、退職管理要綱の適用団体への再就職は、公益財団法人函館地域産業振興財団に環境・エネルギー室長が、北海道はまなす食品株式会社に経済企画局長が、公益財団法人北海道中小企業総合支援センターに、特別職、監査委員事務局長、地域経済局長、中小企業課長が、それぞれ再就職しております。                      また、退職管理要綱の非適用団体への再就職につきましては、石狩開発株式会社に札幌高等技術専門学院長が、北海道曹達株式会社に檜山振興局副局長が、北海道信用保証協会に特別職が、それぞれ再就職してお</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>(五) 関与団体への職員派遣について (菊地委員) 関与団体の中には、現役の道職員が派遣という形で出向する例もあります。過去5年間に経済部所管の関与団体のうち、職員派遣を行っている団体名と天下りしている職員がいれば、併せて明らかにしてください。</p> <p>(六) 再就職制度の運用について (菊地委員) 適用団体ではなくとも道からの出資金、出捐金、補助金等は莫大な金額が入っている一方で、取扱要綱の対象外となるため、何らの規制を受けない状態となっています。 これまでの答弁で、適用団体ではなくとも補助金等が多額に投入され、現役職員も派遣されているにもかかわらず、天下りが指定席のように続けられている実態が明らかになりました。 適用団体では、「団体に再就職する者の給与基準額」が定められていますが、非適用団体では一切の実態が民間であることを理由にブラックボックス状態となっています。 これで道民に疑念を持たれない再就職制度運用と言えるのか見解を伺います。</p> <p>(七) 透明性の確保について (菊地委員) 要綱適用団体がどんどん縮小し、事実上天下りが野放しとなる団体が拡大する中で、道が繰り返し主張してきた「透明性の確保」が後退しています。非適用団体とはいえ、少なくない幹部職員が要綱に何ら縛られない天下りが続いており、透明性の確保とは言い難いものがあります。部として透明性の確保に向けた取り組みが重要と考えますが、どのように取り組むのか部長の見解をお伺いいたします。</p> <p>(菊地委員) <u>この問題についても知事のお考えをお伺いしたいと思っておりますので、お取り計らいをお願いします。</u></p>	<p>り、合わせて、適用団体には6名、非適用団体には3名となっております。</p> <p>(総務課長) 令和2年度までの過去5年間における職員派遣等の状況についてでございますが、職員派遣を行った関与団体は、公益社団法人北海道観光振興機構、公益財団法人北海道科学技術総合振興センター、一般社団法人北海道食産業総合振興機構となっており、このうち、北海道科学技術総合振興センターに部長級の者が再就職しているところでございます。</p> <p>(総務課長) 職員の退職管理制度についてでございますが、道では、「北海道職員の退職管理に関する取扱要綱」を定め、道からの出資割合や補助金比率が一定以上あるなど道の財政的関与の度合いが高い団体への再就職にあたりましては、在職期間や給与に、一定の制限を設けているところでございます。 また、平成28年度からは、地方公務員法や条例に基づき、課長級以上の元職員に退職後2年間、再就職状況の届出を義務づけ、それを実名で公表する退職管理制度の運用により、職員の再就職に係る透明性を確保しているところでございます。</p> <p>(経済部長) 職員の再就職についてであります。団体における職員採用や処遇などにつきましては、採用しようとする職員の知識や経験、勤務実績などを評価し、団体の自主的な判断により決定されるものと考えているところでございます。 道では、地方公務員法の改正などを踏まえ、平成28年度から、罰則のある「現職職員への働きかけの禁止」などを柱とする退職管理制度を運用しているところであり、職員の再就職につきましては、法や条例、要綱に基づく、この退職管理制度を遵守することが基本と考えているところでございます。</p>